

第2章 基本方針

1 基本方針

(1) 住民主体で地域の福祉力・地域力^{注)}を高め、活動の活性化を図る

地域福祉の推進には、行政による公助、社会保険等の共助、住民をはじめ地域組織による互助、住民の自助が一体となって取り組んでいく必要があります。

日常生活の見守りや災害時の支援などは、行政や専門職の力は限られており、近隣の住民による支え合いが必要になります。他方、積極的に地域福祉活動を行っている団体等では担い手の固定化、高齢化による後継者不足が課題となっており、解決策の模索が続けられています。

本市や市社協は、住民主体の活動を計画的に支援することによって、各団体間の連携調整を図りながら地域の福祉力・地域力を高めるとともに、担い手の養成等地域福祉活動の活性化を図っていきます。

注) 地域力：近隣の住民が助け合い、地域課題を自ら解決していく力。
福祉力：地域が持っている、支え合いなどの福祉の力。

(2) 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

近隣の人のつながりに支えられて日常の見守り活動が行われている地域は、災害時などには要援護者の支援がスムーズに行われます。

地域コミュニティの希薄化が進んでいるなかで、高齢者、障害者、子ども等、日常生活において困りごとを抱えやすい人々への支援について、身近な地域でできることを少しずつ積み重ねていきます。また、災害時の要援護者支援とあわせて、地域ぐるみの日常の見守りの輪を広げていきます。

(3) 相談支援体制の強化を進める

民生委員児童委員による友愛訪問をはじめ、自治会・町内会、地区社協、ボランティアグループなどによる制度外の援助サービス（インフォーマルサービス）と、公的機関や地域包括支援センター、在宅介護支援センターなど法律などの制度に基づいたサービス（フォーマルサービス）について、利用者本位の視点で両者の連携を図ります。

地域ぐるみの相談や権利擁護の活動を支援するとともに、さまざまな課題を抱える人を支えるために、ワンストップ総合相談窓口の体制づくり、体制強化を進めます。

2 圏域の考え方

小学校区は、住民主体の活動圏域であり、本市のまちづくり施策の圏域でもあります。自治会・町内会などの地域組織が人のつながりを支えています。また、中学校区は、介護保険制度等で用いられている圏域であり、地区民生児童委員協議会、在宅サービスゾーン協議会などの組織が活動しています。

また、地区社協の活動は徐々に小学校区化が進むなど、地域福祉活動はそれぞれの地域が必要と感じる圏域での活動へ移行しています。

市や市社協は地域福祉活動の圏域について、地域の活動状況に応じて検討し、より充実した活動へ発展していくように支援します。

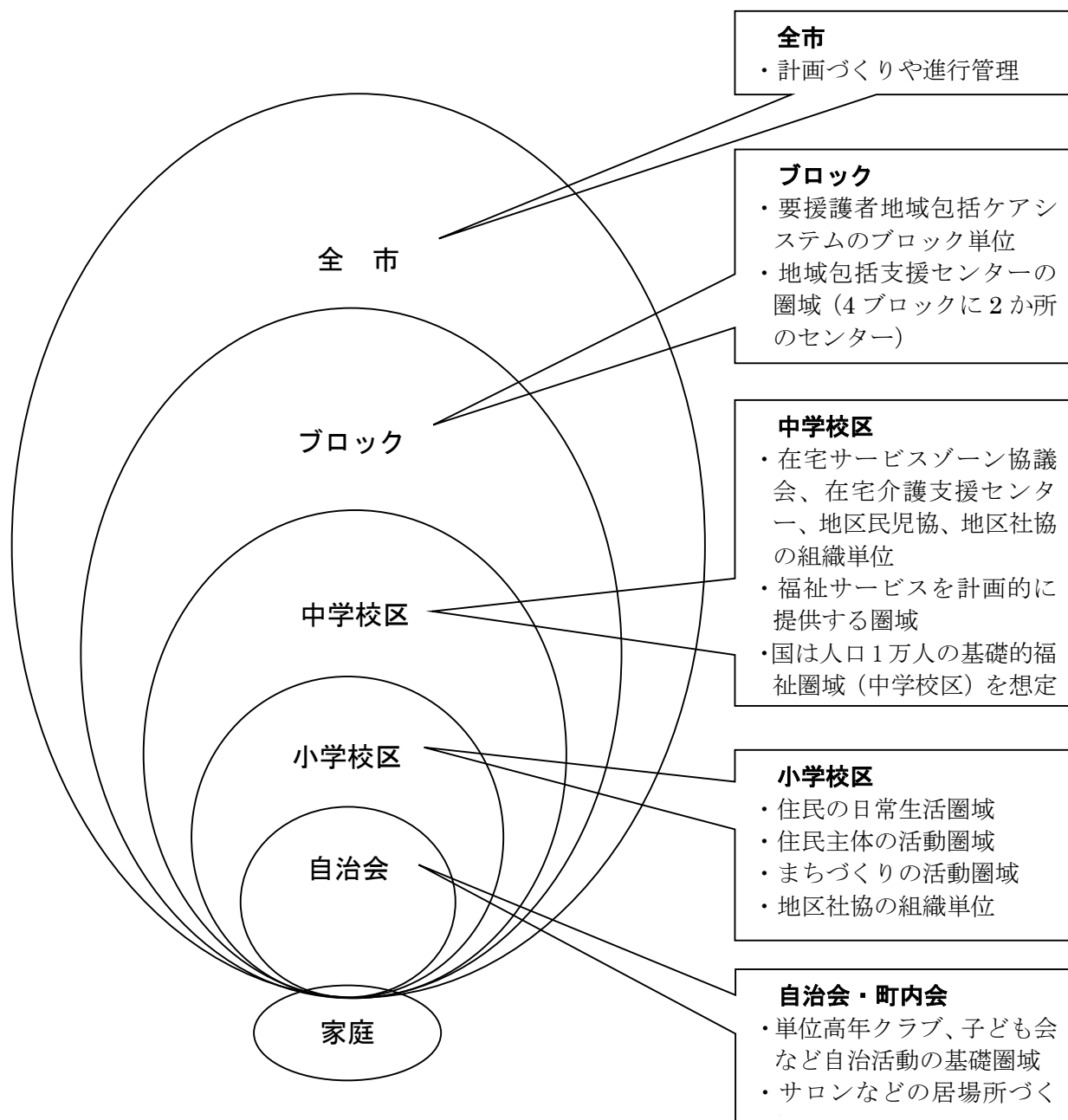


図 圏域の考え方 (計画策定時)